

安心実現のための 緊急総合対策

平成 20 年 8 月 29 日

「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

目 次

第1章 基本的考え方	1
1. 経済情勢と家計・企業への影響	
2. 対応方針	
3. 財政健全化との両立に向けて	
第2章 具体的施策	5
(第1の目標) 生活者の不安の解消	
1. 生活・雇用支援対策	5
(1) 物価に対する総合的対策	
(2) 特別減税等の実施について	
(3) 消費者政策の抜本的強化	
(4) 非正規雇用対策等の推進	
2. 医療・年金・介護強化対策	8
(1) 医療の安心確保	
(2) 年金記録問題への対応	
(3) 介護サービスの確保	
3. 子育て・教育支援対策	9
(1) 出産・子育て支援	
(2) 教育支援	
(第2の目標) 「持続可能社会」への変革加速	
4. 低炭素社会実現対策	11
(1) 省エネ・新エネ技術の抜本的導入促進	
(2) 省エネ・新エネ技術の開発促進	
(3) 資源価格上昇に対する国際協力の強化等	
5. 住まい・防災刷新対策	13
(1) 住まいとまちの再設計	
(2) 児童を地震から守る学校づくり等防災対策	
6. 強い農林水産業創出対策	14
(第3の目標) 新価格体系への移行と成長力強化	
7. 中小企業等活力向上対策	16
(1) 中小・零細企業等への支援	
(2) 生産性向上等による成長力の強化	
8. 地方公共団体に対する配慮	18
第3章 今後の進め方―施策の段階的実行	19
(別紙) 「安心実現のための緊急総合対策」の規模	20

安心実現のための緊急総合対策

第1章 基本的考え方

1. 経済情勢と家計・企業への影響

2002 年第一四半期から始まった景気回復は総じて外需依存型であり、家計全体は賃金増を通じてその恩恵を実感するにはいたらなかった。こうした中、世界的な原油・食料価格高騰により、農林水産業者や中小企業者など、価格転嫁が困難な立場にある生産者の活動は大きな打撃を受けている。また、生活関連物資の価格上昇は、個々の生活者へ大きな影響を与えるとともに、医療・年金問題や雇用者間の格差問題などに起因する国民の不安感が払拭されていない状況とも相まって、消費マインドをさらに冷え込ませる懸念がある。

このように国内の景気回復力が弱い中で、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界経済の成長鈍化と世界的な資源・食料価格の高騰といったマイナスの影響を正面から受け、日本経済は厳しい局面に立たされている。特に、一次産品価格の高騰は日本のような資源・食料輸入国にとって国内から海外に実質的に所得が移転することを意味し、生活水準切り下げのリスクに直面している。

世界全体の構造的な価格体系の変化に対しては、生産サイド・需要サイド双方における適応を円滑に進め、新たな状況への適応力を経済成長の新しい推進力としていくとの考え方に立つことが必要である。具体的には、(1) 移行過程における生活者の「痛み」や「不安」を和らげること、(2) 経済・国民生活のあり方を抜本的に転換し、世界に先駆けて「持続可能社会」とするための構造改革を進めていくこと、(3) 新価格体系に対応するための企業・家計の前向き・果敢な対応を後押しすること、が必要であ

る。

2. 対応方針

こうした状況の下、これまで進めてきた「経済成長と財政健全化の両立」を堅持する観点から、以下の考え方を基本として対応する。また、政策目標を3つに絞り込み、財政・税制・各種制度などあらゆる政策手段を活用し、21年度予算編成とも連結して切れ目のない連続的な施策実行を目指す。その際、国民の「痛み」や「不安」に対処するとともに、将来にわたり日本経済をより強固なものとするために、従来にも増して、早め早めに対策を果敢に講じていく。なお、特別減税及び臨時福祉特別給付金の実施のための検討を行う。

(基本的な考え方)

- (1) 世界的な経済環境変化の下であっても、改革を通じて経済成長を実現し、日本経済をより強固なものとするとの基本路線を継続する。新しい価格体系への移行を基本に置き、原油・原材料価格の上昇に苦しむ中小企業等については円滑な移行（価格転嫁）が可能となるようにするとともに、国民の生活・消費を支える観点から賃金の確保に向けた環境づくりに努める。そして、こうした対応のタイムラグも考慮し、緊急性や政策効果の高い施策の実施を検討する。
- (2) 財政健全化路線の下、真に必要な対策に財源を集中するなど旧来型の経済対策とは一線を画する。できる限り新規国債発行額を抑制していくため、財政規律を堅持する。

(3つの目標)

(1) 生活者の不安の解消

- ・ 現在、国民が抱いている不安は、従来型の需要不足から来る景気減速によるものではなく、原油等原材料価格の高騰に追いつけない消費者や企業が多いことに起因する。

- ・ このため、こうした不安を解消し、生活者を応援する観点から、物価に対する総合的対策等の各対策を強力に進める。また、医療・年金・介護、子育て・教育といった国民の生活回りの安心・安全を確保するための取組を推進する。

(2) 「持続可能社会」への変革加速

- ・ 世界的な資源・食料の需給逼迫や地球温暖化など今後長期にわたり継続すると予想される構造問題を正面から受け止め、我が国経済や国民生活のあり方を抜本的に転換し、世界に先駆けて「持続可能社会」を実現していく。このため、省エネ・新エネ技術の抜本的導入促進及び開発加速、国際協力の強化を図るとともに、住まいの刷新・防災対策の推進、強い農林水産業の創出に取り組む。

(3) 新価格体系への移行と成長力強化

- ・ 原油・原材料価格の上昇に伴い、世界的に価格体系の変化が生じていることから、我が国企業が新たな価格体系へ円滑に移行できるような環境を整備する。特に、中小・零細企業では価格転嫁が困難な場合も見られるため、資金繰り対策に万全を期し、弱い立場にある下請事業者対策を強化する。それと同時に、人的資源の活用等による生産性向上、地域経済活性化等の推進により、企業活力の向上を通じた成長力の強化を図る。

(金融政策について)

日本銀行の自主性を尊重しつつ、経済・物価動向について引き続き緊密な情報交換・連携を保つこととする。日本銀行においては、政府における本対策や構造改革への取組を踏まえ、適切かつ機動的な金融政策運営を行うよう期待する。

3. 財政健全化との両立に向けて

(「基本方針 2006」の堅持)

「基本方針 2006」に掲げられた財政健全化の取組を堅持する。歳出・歳入一体改革を徹底して進め、まずは 2011 年度には国・地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に実現する。

(財源の捻出等)

本対策に必要となる財源については、まずは、これまで以上に、ムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応する。

また、国民の安心を強化するためには、持続可能な社会保障制度の構築等に必要となる安定的な財源の確保、そのための道筋を明確化する必要がある。

(効果を最大限に引き出すために)

以下の点に留意し、効果を最大限に引き出す、総合的な政策とする。その観点から、「基本方針 2008」に基づく経済成長戦略を踏まえ、重点的な施策の実施を加速する。

- ・ 「基本方針 2008」等で掲げた中長期目標の達成を、可能な限り前倒しする観点から、施策のターゲットを絞り込み、施策効果の高いものを優先的に講じる。
- ・ マクロ経済上の大幅な需給ギャップが生じていない中で、有効需要創出を主目的とした財政出動は行わない。
- ・ 原油・食料価格高騰の影響に対する「緩和策」を講じる場合にも、併せて構造改革を進める。
- ・ 新価格体系への移行のための「投資」を重視する。

第2章 具体的施策

- ◎ 国民の安心・安全を実現するため、「3つの目標」を設定し、その達成に向けて施策を推進する。

(第1の目標) 生活者の不安の解消

原油・食料価格等の急激な上昇に伴う国民の生活への不安を解消し、生活者を応援する観点から、物価に対する総合的対策等の各対策を強力に進める。また、医療・年金・介護、子育て・教育など国民の生活回りの安心・安全を確保するための取組を推進する。

1. 生活・雇用支援対策

(1) 物価に対する総合的対策

◇ 物価動向に関する調査及び情報提供、不正監視を強化するとともに、原油・食料価格等の急激な上昇の影響を強く受けている国民や地域などの生活支援のための緊急対策を講じる。また、生活・消費を支える賃金の確保に向けた環境づくりに努めるとともに、物流コストの引下げを通じ国民生活や地域経済を支援する観点から、高速道路料金を引き下げる。

<具体的施策>

○物価動向及び影響調査・情報提供の強化

○便乗値上げ・カルテル等不正行為の監視と厳正な対処

○輸入麦の政府売渡価格（本年10月期）の引上げ幅の特例的圧縮

○物価上昇に対応した「生活支援対策」の強化

- ・低所得者や母子家庭等への生活資金貸付けの拡充
- ・離島・寒冷地での生活支援や学校給食に係る保護者負担の軽減など地方自治体の自主的取組みへの支援（特別交付税措置）
- ・離島・過疎等の地域における公共交通の維持、石油製品の流通合理化等

- ・事業活動に悪影響が出ている中小企業の雇用維持への支援
- ・雇用情勢が厳しい地域における雇用確保・就労支援対策

○賃金の確保に向けた環境づくり

- ・最低賃金の引上げ
- ・経済界に対する賃金引上げの要請

○高速道路料金の引下げ

- ・国民生活や地域経済を支援する観点からの高速道路料金の効果的な引下げ
- ・首都高速・阪神高速の対距離料金制度の導入延期

(2) 特別減税等の実施について

○ 特別減税の実施

物価高、原油高の経済環境の変化に対応するため、家計への緊急支援として、定額控除方式による所得税・個人住民税の特別減税を単年度の措置として、平成20年度内に実施するため、規模・実施方式等については、財源を勘案しつつ、年末の税制抜本改革の議論に併せて引き続き検討する。

○ 臨時福祉特別給付金の実施

特別減税の実施に関連し、老齢福祉年金の受給者等に対する臨時特例の単年度の措置として、臨時福祉特別給付金を支給するため、規模・実施方式等については、特別減税の検討とあわせ引き続き検討する。

(3) 消費者政策の抜本的強化

- ◇ 消費者政策の抜本的強化のため、「消費者を主役とする政府の舵取り役」を担う消費者庁（仮称）を創設するとともに、消費生活相談を受け止める体制や一元的な窓口の整備、消費生活相談等の全国的な情報共有体制の強化を進める。あわせて、食の安全対策を強化する。

<具体的施策>

○消費者庁（仮称）の創設

- 消費生活相談体制の強化、一元的な相談窓口の整備
- 消費生活相談等の情報共有体制の強化
- 輸入食品等の安全対策の強化

(4) 非正規雇用対策等の推進

- ◇ 現在、労働者の約 1/3 は、パートや派遣などの非正規労働者が占めている。これらの非正規労働者が将来に希望を持ち、安心して働き、生活できる環境の整備を図る。また、若者、女性、高齢者など働く意欲がある人が能力を発揮できるような環境整備を推進する。

＜具体的施策＞

○労働者派遣制度の見直し等

○非正規労働者の雇用安定

- ・フリーター等若者の常用化支援の拡充
- ・ジョブ・カード制度の整備・充実
- ・パートタイム労働者や有期契約労働者に対する支援
- ・住居のない不安定就労者等に対する支援
- ・非正規労働者に対する相談体制の拡充
- ・地域・中小企業向けの人材育成プログラム、雇用マッチングの推進等

○女性の就労支援

- ・女性の就労支援体制の強化、保育サービス充実

○高齢者の就労支援等「健康現役社会」実現に向けての包括的取組

- ・在職老齢年金制度の見直しの検討
- ・エイジフリーの勤労環境の整備（事業主への助成措置の拡充、「70歳まで働ける企業」の普及等）
- ・高齢者の知恵と経験を活かす仕組み（企業OBと中小企業とのマッチング推進等）
- ・新技術による健康寿命延伸（高齢者を支援するロボット技術の開発等）等

○障害者の就労支援

- ・中小企業に対する障害者雇入れ支援の拡充

- ・ハローワークの機能強化による障害者の就職・職場定着支援

2. 医療・年金・介護強化対策

(1) 医療の安心確保

◇ 国民の医療に対する不安の解消を図るため、高齢者医療の円滑な運営についてきめ細かな措置を講じるとともに、地域医療の確保、医師不足や勤務医への対応等医療体制の確保に向けた取組を強化する。また、新型インフルエンザの発生が予断を許さない状況にあることから、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの備蓄等を早急に行う。

また、平成23年度中を目途に実現することとされている社会保障カード（仮称）について、実現に向けた環境整備を行う。

<具体的施策>

○高齢者医療の円滑な運営のための対策の充実

- ・市町村による小学校区ごとのきめ細かな相談や説明会の実施
- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減
- ・70～74歳の医療費自己負担見直し（2割に引上げ）の凍結の継続
- ・長寿医療制度被保険者（被扶養者であった方）の保険料負担軽減（9割軽減）の継続

○医療体制の確保

- ・救急・産科・小児科等地域医療の確保、医師養成数の増大、勤務医の労働環境改善、遠隔医療の推進、医療機関等への融資等

○新型インフルエンザ対策の強化

- ・抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンの備蓄や医療設備、水際対策等に従事する者に必要な感染防護の資器材の整備等

○社会保障カード（仮称）実現に向けた環境整備

- ・実証実験の早期実施
- ・自らの健康情報や年金情報をオンラインで安全に閲覧できる環境の整備

(2) 年金記録問題への対応

◇ 年金記録問題への取組を着実に推進するため、10月までを目途に「ねんきん特別便」を全年金加入者・受給者に送付すること等により、基礎年金番号に統合されていない記録の解明・統合を進める。また、紙台帳に記された情報を電子画像化するための取組を進めるとともに、現在のオンライン記録との突合せや本人への確認を着実に行える体制を整備する。

<具体的施策>

○年金記録問題への取組

- ・「ねんきん特別便」の全年金加入者・受給者への送付並びに未統合記録の解明・統合
- ・紙台帳を電子画像化するための取組の推進、オンライン記録との突合せ等を行う体制の整備

(3) 介護サービスの確保

◇ 介護人材の確保や認知症対策、単身高齢者の増加を踏まえた孤立死防止対策を推進するとともに、障害者の自立した日常生活や社会生活を支援する。

<具体的施策>

○介護人材の確保及び定着の促進、雇用管理の改善等

○認知症対策、孤立死防止対策

- ・地域包括支援センター等における認知症支援体制の強化
- ・孤立死防止のための地域支援体制の整備等

○障害児・者への支援

- ・障害者自立支援対策の推進

3. 子育て・教育支援対策

(1) 出産・子育て支援

- ◇ 希望するすべての人が安心して子どもを産み、育てながら、働くことができる社会の実現を目指し、「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間（平成 20～22 年度）の取組みを加速させ、保育サービスの充実等を図る。また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けて取組を推進する。

＜具体的施策＞

○「新待機児童ゼロ作戦」の集中・重点実施

- ・待機児童が多い地域を中心とした保育サービスの充実等
- ・「こども交付金」創設による認定こども園の緊急整備

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・企業の次世代育成支援対策の促進、育児期の短時間勤務制度の強化等

(2) 教育支援

- ◇物価高による学校給食費の値上げに伴う支援の実施、認定こども園の緊急整備、理数教育の授業内容充実の平成 21 年度前倒し実施を踏まえた小中学校の補助教材の無償配布等の教育支援を行う。

＜具体的施策＞

○物価高騰に伴って学校給食に係る保護者負担の軽減を行う地方自治体への支援（特別交付税措置）（再掲）

○「こども交付金」創設による認定こども園の緊急整備（再掲）

○理数教育前倒し実施のための補助教材の無償配布

(第2の目標)「持続可能社会」への変革加速

世界的な資源・食料の需給逼迫や地球温暖化など今後長期にわたり継続すると予想される構造問題を正面から受け止め、我が国経済や国民生活のあり方を抜本的に転換し、世界に先駆けて「持続可能社会」を実現していく。このため、省エネ・新エネ技術の抜本的導入促進及び開発加速、国際協力の強化を図るとともに、住まいの刷新・防災対策の推進、強い農林水産業の創出に取り組む。

4. 低炭素社会実現対策

— 「低炭素社会創造戦略パッケージ」の推進 —

低炭素社会の実現に向けた、省エネ・新エネ技術の抜本的導入及び開発促進のための戦略パッケージの推進

(1) 省エネ・新エネ技術の抜本的導入促進

- ◇ 資源・エネルギーの価格高騰に対応しつつ、温室効果ガスの削減を推進し、世界に先駆けて「低炭素社会」への転換を実現する。このため、家庭、企業、地域など国民生活全般にわたって、省エネ・新エネ技術の抜本的導入に向けた動きを加速する。

<具体的施策>

○省エネ・新エネ設備等の導入加速

- ・新エネ導入義務付けなどの規制的措置等の充実、家庭・企業・公共施設等への太陽光発電の導入、地域での大規模太陽光発電（メガソーラー）等の導入支援
- ・中小企業への新エネルギー導入拡大
- ・企業や家庭等における高効率設備・機器、省エネ家電等の導入
- ・ESCOを活用した中小企業における省エネの推進
- ・省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置、融資制度
- ・発展途上国への省エネ技術の導入等を支援するクールアース・パートナーシ

アップの推進

○交通分野の省エネ化、モーダルシフト

- ・エコ・カーなどの自動車・船舶・鉄道・航空等省エネ型交通機関の普及、モーダルシフト、物流効率化の促進

○超電導リニアによる次世代高速鉄道実現に向けての本格調査着手、フリーゲージトレイン実用化に向けての技術開発

○地域における取組の推進

- ・低炭素社会実現に向けた地域社会づくり、木材・木質バイオマス利活用の総合的推進、森林吸収源対策

○排出量取引の国内統合市場の試行的実施

- ・試行的実施への企業参加の促進

(2) 省エネ・新エネ技術の開発促進

- ◇ 世界のトップ水準にある環境・エネルギー技術等により、世界をリードするとともに我が国経済を支えていく必要がある。このため、世界最先端の省エネ・新エネ技術等の研究開発を重点的・集中的に促進する。

＜具体的施策＞

○環境エネルギー革新的技術の開発加速

- ・「環境エネルギー技術革新計画」¹で示された革新技術（高効率次世代太陽光発電、二酸化炭素回収・貯留（CCS）技術等）など低炭素社会実現に向けた研究開発の加速

○省エネ型交通機関の開発加速

○国際競争力向上に直結する技術開発の促進等

- ・「革新的技術戦略」²や「先端医療開発特区（スーパー特区）」等に基づく、iPS細胞再生医療研究など国際競争力に直結する革新的技術の開発促進
- ・新エネ省エネ技術等の普及に資する海外事業等への民間資金導入支援

¹ 平成 20 年 5 月総合科学技術会議

² 平成 20 年 5 月総合科学技術会議